

議案第 60 号

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部改正について

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部を次のとおり改正いたしたい。

令和 8 年 3 月 27 日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する要綱

丸亀市立学校体育施設開放実施要綱(平成 17 年教育委員会告示第 10 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(報告書) 第 4 条 <u>利用者は、学校体育施設開放利用状況報告書(別記様式)を毎月 5 日までに前月分を教育委員会に提出しなければならない。</u>	(報告書) 第 4 条 <u>運営委員会は、管理状況報告書兼学校体育施設開放実施状況報告書(別記様式)を毎月 5 日までに前月分を教育委員会に提出しなければならない。</u>

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4条関係）

_____学校 使用団体名_____ 使用施設（ 屋内運動場 ・ 運動場 ・ 武道場 ）

代表者_____

_____月分学校体育施設開放利用状況報告書 No._____

利用について		有（下記に記入してください。） ・ 無（このままご提出ください。）						
利用日（曜日）	利用時間	照明設備		空調設備		利用者		備考
		有無	使用時間	全面・片面・無	使用時間	児童・生徒	一般	
月 日（ ）	: ~ :	有・無	:	全面・片面・無	:	人	人	
月 日（ ）	: ~ :	有・無	:	全面・片面・無	:	人	人	
月 日（ ）	: ~ :	有・無	:	全面・片面・無	:	人	人	
月 日（ ）	: ~ :	有・無	:	全面・片面・無	:	人	人	
月 日（ ）	: ~ :	有・無	:	全面・片面・無	:	人	人	

※当月分のみご記載ください。（1行につき、1回分の記載。記載箇所が足りない場合は、コピーをして記載してください。）

※記載漏れ、記載誤りのないよう提出前にご確認ください。（前月分や翌日分を一緒に記載しないでください。）

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

電子申請イメージ図

令和8年4月導入予定



- ①活動報告
- ②確認及び連絡
- ③団体からの報告事項等対応

運営委員会事務局の活動報告事務削減内容

- ①活動報告がシステムを通しスポーツ推進課へ
→運営委員会事務局による取りまとめ作業が無くなる
- ②報告書未記入・未使用団体の確認及び連絡
→スポーツ推進課より、複数団体へ一斉送信が可能に
- ③団体からの報告事項等対応
→団体からスポーツ推進課へLINEを通して報告可能
※内容によっては、運営委員会事務局と情報共有し、要協議のうえ対応

調整事務について

学校行事との調整や、各地域運営委員会規定による使用資格の限定、学校施設ごとの利用に関する注意事項等があるため、今後も利用団体との調整業務については、引き続きご対応いただきますようお願いいたします。